

環境第1003号

平成29年8月1日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

北海道知事 高橋 はるみ



「(仮称)大滝風力発電事業環境影響評価方法書」に係る知事意見に  
ついて

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項  
の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ)

(別紙)

(仮称) 大滝風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、後志管内留寿都村並びに胆振管内伊達市及び洞爺湖町にまたがる約 677ha を対象事業実施区域として、24 基の風車による最大出力 91,200kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は、ほぼ全域が重要野鳥生息地 (IBA) に指定されているほか、重要な自然環境のまとまりの場である水源涵養保安林や植生自然度 10 又は 9 といった高い自然度の植生を含んでおり、このような優れた自然環境の資質を背景に、対象事業実施区域及びその周辺では、希少な動植物の生息・生育の情報や希少猛禽類等の渡り経路の存在が確認されている。

また、対象事業実施区域は、支笏洞爺国立公園に近接し、また、その一部がユネスコ洞爺湖有珠山世界ジオパーク内に含まれており、羊蹄山や洞爺湖などは当該地域の重要な景観資源となっている。

さらに、対象事業実施区域周辺には住居等が存在している。

以上を踏まえ、事業者は、次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

## 1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工所用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

さらに、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書の対象事業実施区域は、4 つの視点を踏まえ、配慮書段階の事業実施想定区域から絞り込んだとしているが、その検討過程で絞り込みの理由の説明が不十分であるほか、風車の配置の検討経緯についても本方法書に示されていない。

このため、準備書の作成に当たっては、絞り込み等の過程について理由を含めて具体的に記載し、一般に分かりやすい図書とすること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺は、羊蹄山や洞爺湖などの国立公園の特筆すべき自然景観等を観光資源とする温泉やリゾートのほか、地質遺産や自然環境の活用等を通じて地域振興に取り組むジオパークなど、優れた自然環境を背景に様々な経済・文化活動の場となっており、こうした活動への影響が懸念されることから、今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

(4) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

泉川旭野線に設定した工事関係車両の走行ルートの北端に住宅が近接していることから、当該住宅の周辺で拡幅等の道路工事を行う場合は、建設機械の稼動に伴う窒素酸化物及び粉じん等についても環境影響評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

### (2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 泉川旭野線に設定した工事関係車両の走行ルートの北端に住宅が近接していることから、当該住宅の周辺で拡幅等の道路工事を行う場合は、建設機械の稼動に伴う騒音及び振動についても環境影響評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 施設の稼動に伴う騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日環境省）に基づく予測及び評価の実施について検討すること。

ウ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

### (3) 水質

ア 水道水源の集水域については、可能な限り対象事業実施区域から除外すること。除外できない場合は、施設稼働後の永続的な影響等にも配慮の上、集水域内での土地改変を可能な限り回避すること。

イ 水道水源の集水域内での改変を回避できない場合においては、当該水道水源への影響を的確に予測及び評価できるよう、水道の取水地点の近傍に水質調査地点を設定すること。

ウ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

エ 対象事業実施区域には、イトウの復活活動が行われている尻別川の支流や集水域が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されることから、必要に応じて関係機関と協議の上、環境保全措置を検討すること。

### (4) 動物

ア 本方法書では、動物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ コウモリ類の調査について、バットディテクターの探知距離等を十分に考慮の上、必要に応じ、地上での調査に加え、風況ポールにマイクを設置することなどにより、ブレード回転域の高度における調査を実施し、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域のほぼ全域が IBA に含まれており、鳥類への重大な影響が懸念されることから、当該 IBA について、選定された経緯を踏まえ、適切に調査するとともに、重要な生息地への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

エ 竹山の周辺など、比較的標高が高く自然度の高い植生の区域では、時期によってはその周辺地域とは異なる鳥類相や哺乳類相となる可能性があることから、当該区域にもラインセンサスのルートやポイントセンサスの定点を設定して季節ごとに調査を実施し、通年の状況を把握すること。

## (5) 植物

ア 本方法書では、植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略的な外来種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。

また、外来植物の分布域拡大は、植物のみならず動物や生態系にも影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対する影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (6) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえ適切に選定する必要があることから、見直しを含めて検討するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とするとともに、特にコケモモトウヒクラス域自然植生や高山帯自然植生域といった植生自然度 10 又は 9 に該当する自然度の高い植生の区域及び大型鳥類などが営巣に利用し得る大径木の周辺区域については、現地調査により、その存在する区域を明らかにした上で、原則としてこれらの区域を回避すること。

## (7) 景観

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、温泉やリゾートなどの観光施設が存在し、また、ジオパークに係る取組が行われているなど、景観を重要な要素とした様々な経済・文化活動の場となっていることから、主要な眺望点については、それらに特有の利用実態を把握した上で、追加すべき地点がないか検討すること。

イ 景観に対する影響については、地域住民や観光客、国立公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモニタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

ウ フォトモニタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

## (8) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 工事関係車両走行ルートの沿線に、本方法書では未抽出の人と自然との触れ合いの活動の場である喜茂別町民公園などが存在することから、改めて人と自然との触れ合いの活動の場を適切に選定した上で、「工事用資材の搬出入」についても影響要因として選定し、適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、温泉やリゾートなどの観光施設が存在し、また、ジオパークに係る取組が行われているなど、自然との触れ合いを重要な要素とした様々な経済・文化活動の場となっていることから、自然との触れ合いの活動の場については、それらに特有の利用実態を把握した上で、追加すべき地点がないか検討すること。

(9) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。